

辻 由希 東海大学政治経済学部教授

社会的な障壁の除去

近年、さまざまな分野におけるバリアフリー化があらためて呼びかけられている。

たとえば、2021年の東京パラリンピックの開催は、障害者スポーツへの認知度を高めるきっかけとなった。パラリンピックの開催前に政府が策定した、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」では、「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうこと」、すなわち「心のバリアフリー」に取り組むため、学校でも心のバリアフリー教育を展開することとした。

2023年に芥川賞を受賞した市川沙央氏からの批判は、「紙の本」至上主義的な傾向のあった作家団体や出版業界にも大きなインパクトを与え、読書バリアフリーへの注目が集まる契機となった。企業や大学に対しては、2021年の障害者差別解消法の改正により、2024年から民間事業者にも、それまで努力義務であった「合理的配慮」の提供が義務化された。また、障害者雇用促進法が改正され、法定雇用率が2024年4月と2025年7月に段階的に引き上げられる。さらに7月初旬には、障害等を理由とする強制不妊手術を認めた旧優生保護法に関し、憲法違反であるとの最高裁判決が出た。

こういった様々な法や施策の策定は、「障害の社会モデル」の考えを反映した障害者権利条約の締結と、日本政府の批准を原動力の1つとしている。その一方で、本号の各論文で指摘されている通り、平等な参加を妨げるさまざまな障壁が山積している。

そこで本特集では、日本社会において、物理的、制度的、社会的、心理的なバリアフリーがどこまで進んだといえるのか、どのような課題があるのかを多方面

つじ ゆき

2011年京都大学大学院法学研究科博士後期課程修了（博士（法学））。専門分野はジェンダー政治論、福祉国家論。著書に『家族主義福祉レジームの再編とジェンダー政治』（2012年、ミネルヴァ書房）、論文に、「女性政策 巧みなアジェンダ設定」（アジア・パシフィック・イニシアティブ著『検証安倍政権 保守とリアリズムの政治』文春新書、2022年、8章）、「女性の政治代表と政治過程における参議院」『年報政治学 2023-1』（日本政治学会編、2023年）など。

から検討することを目的とし、各分野の専門家にご寄稿いただいた。

政策過程への当事者の参加

各論文の前に、まず法的な整備状況について概観しておく。障害者の権利に関する条約は、2006年12月に国連総会で採択され、2008年5月3日に発効した。日本は2007年9月28日に条約に署名した後、国内法の整備を行った。条約批准を急がずに、批准に向けた国内法の確実な整備を優先するという決断には、障害者団体の意向が影響した(石川 2024)。

2011年8月に障害者基本法を改正、2012年6月には障害者総合支援法が成立、2013年6月には障害者差別解消法の制定と障害者雇用促進法の改正が行われた。これら国内法の整備を踏まえ、条約締結の国会承認が2013年12月になされ、2014年1月に条約が締結された。

条約締結国は、条約の実施状況について国連の障害者権利委員会による審査を定期的に受けることになっている。日本も2022年8月22日～23日の2日間にわたり、同委員会による審査を受けた。委員会では、国(日本政府)および障害者団体をはじめとする市民社会団体が提出した報告書をもとに「建設的対話」が行われ、それを踏まえて委員会から日本政府に対して勧告(総括所見)が出された。

総括所見では、肯定的な側面として、障害者差別解消法の制定・改正をはじめとする各種の立法措置やその他の指針・計画策定などが評価・歓迎されるべき点として認められたものの、多くの懸念事項および勧告事項が示された。懸念事項では、「障害者への温情主義的アプローチの適用による障害に関連する国内法制及び政策との本条約に含まれる障害の人権モデル

との調和の欠如」、法制度や慣行における「障害の医学モデル」の永続、法・施策の形成過程における当事者団体との協議や参加の不足などが指摘され、勧告事項には、心身の故障に基づく欠格条項等の侮蔑的文言及び法規制の廃止や¹、津久井やまゆり園事件を見直し、その背景にある優生思想や非障害者優先主義に基づく考え方を助長しないための法的責任の確保などが含まれている(外務省ウェブサイト)。

社会的なバリアの解消を進めるための具体的な施策については、当事者の参加を抜きにして決められるべきではない。「私たちのことを、私たち抜きに決めないで(Nothing about us, without us)」という言葉にある通り、政策過程への当事者の実質的な参加が必要である。■

《注》

- 1 障害者欠格条項をなくす会事務局長の白井久美子によると、公的な資格や免許、許認可についてあらかじめ制限し排除する条件を規定する「欠格条項」に関して、成年被後見人又は被保佐人を対象とする欠格条項を有する法令数は2016年には210であったが、法改正を経て2019年に削除され、ゼロとなった。しかし逆に、心身の故障、心身の障害、精神の機能の障害を対象とする欠格条項を有する法令は急増しているという(白井 2024)。

《参考文献》

- 外務省ウェブサイト、「障害者の権利に関する条約」ページ、「第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html).
- 白井久美子(2024)「欠格条項・入口での排除に抗する」、障害学会20周年記念事業実行委員会編『障害学の展開—理論・経験・政治—』明石書店、第20章。
- 石川准(2024)「当事者参画のポリテイクス—内閣府障害者政策委員会を舞台に」、障害学会20周年記念事業実行委員会編『障害学の展開—理論・経験・政治—』明石書店、第24章。